

第 8 期貝塚市障害福祉計画・第 4 期貝塚市障害児福祉計画策定支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名

第 8 期貝塚市障害福祉計画・第 4 期貝塚市障害児福祉計画策定支援業務

2. 業務の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づき、令和 9 年度から令和 11 年度を目標年度とする「第 8 期貝塚市障害福祉計画・第 4 期貝塚市障害児福祉計画」を策定支援することを目的とする。

3. 業務概要

(1) 業務内容

別紙「技術提案仕様書」のとおり

(2) 業務期間

委託契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日

(3) 契約上限額

4,153,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
（令和 7 年度 2,030,000 円 令和 8 年度 2,123,000 円）

4. 担当部署

貝塚市健康福祉部障害福祉課（貝塚市役所 1 階）

住 所：〒597-8585 大阪府貝塚市畠中 1 丁目 17 番 1 号

電 話：072-433-7014（直通） F A X：072-433-1082

メール：shogaifukushi@city.kaizuka.lg.jp

5. 参加資格

プロポーザル方式に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 貝塚市入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を得ており、貝塚市入札参加停止要綱（平成 25 年 12 月 2 日施行）に基づく入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可がなされている者を除く。
- (4) 貝塚市暴力団排除条例（平成 24 年貝塚市条例第 23 号）第 10 条に基づく措置を受けていないこと。
- (5) 公租公課を滞納していないこと。
- (6) 過去 5 年以内に障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）策定支援業務及び障害者計画策定支援業務について、地方公共団体と契約実績を有する者であること。

- (7) 本業務を総括する管理責任者又は業務従事者は、(6) の実務経験を有する者であること。

6. プロポーザル参加申込書等の提出について

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に定める期間中に、提出書類を持参又は郵送により提出すること。

(1) 提出書類

①プロポーザル参加申込書（様式1）

②資格要件にかかる確認書（様式2）

③業務実績（様式任意）

- ・過去5年以内に障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）策定支援業務及び障害者計画策定支援業務を地方公共団体から受託した実績がある場合は、業務名及び地方公共団体名と受託年度を記載するとともに、契約書の写しを提出すること。

④見積書（様式任意：要押印）

- ・各経費の内訳、積算根拠を明らかにしたうえで、契約上限額以内とする。

※上記①から④を正副各1部（①及び②については、本市ホームページよりダウンロードして使用）

(2) 提出期間

令和7年8月25日（月）から令和7年9月5日（金）（午前9時から午後5時）
ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。

(3) 提出方法及び提出先

- ・提出方法：持参又は簡易書留にて郵送（郵送の場合は、9月5日（金）必着）
- ・提出先：4. 担当部署に同じ

7. 質問の受付・回答

(1) 提出期間

令和7年8月25日（月）から令和7年8月29日（金）

(2) 提出方法

- ・法人名、担当者名、担当者連絡先及び質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで貝塚市健康福祉部障害福祉課宛に提出（任意様式）すること。

(3) 回答方法

随時本市ホームページにて公表する。

（最終公表日：令和7年9月2日（火）午後5時）

8. 一次審査（書類審査）

(1) 参加申込書等の審査

参加申込書を提出した者の中から、5. 参加資格に定める要件を満たす者が確認を行い、14. 審査基準（1）一次審査（書類審査）に基づき審査し、二次審査（プレ

ゼンテーション審査)に参加することができる事業者を3者程度に選定する。

(2) 一次審査の結果通知

一次審査の結果は、令和7年9月9日(火)に全ての申込者に郵送により通知する。

9. 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

①企画提案書(様式任意)

②業務工程表(様式任意)

③業務実施体制及び業務従事者情報(様式任意)

・業務従事者情報:氏名、役職、専門分野、実務経験年数及び担当業務名(障害福祉計画を主とする)

※上記①については、正本1部、副本7部(副本には事業者名等提案者名を記載しないこと。)を提出すること。宛先は「貝塚市長」、件名を「第8期貝塚市障害福祉計画・第4期貝塚市障害児福祉計画策定支援業務」と明記すること。

②から③については、各8部提出すること。

(2) 提出期間

令和7年9月10日(水)から令和7年9月24日(水)(午前9時から午後5時)
ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。

(3) 提出方法及び提出先

- ・提出方法:持参又は簡易書留にて郵送(郵送の場合は、9月24日(水)必着)
- ・提出先:4.担当部署に同じ

10. 二次審査の実施(プレゼンテーション審査)

(1) 二次審査

①企画提案書の審査

二次審査は、「貝塚市委託業務実施事業者選定委員会」において、企画提案書(以下「提案書」という。)の審査、企画提案者(以下「提案者」という。)によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、提案内容を総合的に評価して優先交渉権者を選定する。

②プレゼンテーションの日程

日時:令和7年9月29日(月)

実施場所及び時間については、対象者に別途郵送で通知する。

③プレゼンテーション時間

プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度の計30分程度とする。

④出席者:本業務を総括する管理責任者を含め3名以内とする。

⑤その他:プレゼンテーションにパワーポイントなどは使用しない。また、使用する資料は提案書のみとし、追加資料配布は認めない。

⑥二次審査の結果通知

二次審査の結果は、令和7年10月6日（月）に全ての二次審査参加者に郵送により通知する。

⑦審査結果の公表

二次審査の結果について、参加者数と優先交渉権者を本市ホームページにおいて公表する。

11. 提案書の作成に関する留意事項

- (1) プロポーザルは、調査・検討及び委託業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものである。
- (2) 提案書はA4版とする。また、表紙には、タイトルを「第8期貝塚市障害福祉計画・第4期貝塚市障害児福祉計画策定支援業務」とし、提出年月日を記載し、会社名及び代表者名を記載する。
- (3) 提出される書類の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、採用した提案書等の著作権は、本市に帰属する。
- (4) 提出後における提案書の差替え、追加、削除等は認めない。また、その理由如何に関わらず提案書の返却は行わない。
- (5) 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また、記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、本市情報公開条例に基づき、提案書を公開することがある。
- (7) 第三者の著作権の使用については、提案者の責任において必要な手続きをとること。

12. 契約の締結

優先交渉権者と市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうえで、契約を締結する。ただし、契約条件等が合致しない場合は、契約を締結しない場合がある。

13. その他の留意事項

- (1) 契約を締結するまでの間に次に掲げる事由に該当した場合は、参加資格を喪失するものとする。
 - ①提出された書類に虚偽が判明した場合
 - ②本業務に関する事項において、他の応募者と技術提案の内容等について相談した場合
- (2) 応募に関する必要な費用はすべて応募者の負担とする。
- (3) 提案者が1者の場合も有効なものとして扱うものとする。
- (4) 本件プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 本件プロポーザルに係る説明会は開催しない。
- (6) 本市に提出した資料は、一切返却しない。
- (7) 参加意思表示後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を4. 担当部署に提出する

こと。

14. 審査基準

書類審査及びプレゼンテーション審査に関する評価は、下記の審査基準により行う。

(1) 一次審査（書類審査）

	項目	評価基準	配点
1	計画策定における業務実績	令和2年度から6年度の期間で障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）策定支援業務及び障害者計画策定支援業務を地方公共団体から受託した実績があるか。	10
2	見積金額	必要な経費を計上し、その上で契約上限額に比較して安価であるか。	10
計			20

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

	項目	評価基準	配点
1	意向・状況調査（アンケート調査）の項目・内容	ニーズが的確につかめる内容であり、障害者に配慮された分かりやすい内容となっているか。	25
2	計画策定の方向・構成、視点	現行計画及び関連計画をよく把握し、整合性がとれているか。 国や府などの動向を的確に把握しているか。 サービス量の推計方法及び今後の障害者施策の考え方が示されているか。 具体的に分かりやすい提案となっているか。	25
3	業務実施体制	本業務に対して担当スタッフの経歴及び専従体制の充実度・状況に応じて迅速な対応がとれる体制になっているか。 個人情報の取り扱いについて、適切な管理体制が整っているか。	20
4	業務工程	効率的で遂行可能なスケジュールであり、柔軟な対応ができるよう配慮されているか。	10
計			80

(3) 評価方法

- ①各事業者を一次審査（20点）＋二次審査（80点）の合計100点で評価し、選定委員会委員5名の評価点数を合わせて500点満点で評価する。
- ②評価点の最高得点者を優先交渉権者として選定する。ただし、全委員の平均点が60点未満の場合は、優先交渉権者として選定しない。
- ③最高得点者が複数ある場合は、委員会規則第6条第3項の規定に基づき、委員長が決することとする。

15. 実施スケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和7年8月25日(月)
参加申込書提出期間	令和7年8月25日(月)から9月5日(金)まで
質問書提出期間	令和7年8月25日(月)から8月29日(金)まで
質問回答期限	令和7年9月2日(火)
一次審査結果通知	令和7年9月9日(火)
企画提案書提出期間	令和7年9月10日(水)から9月24日(水)まで
二次審査(プレゼンテーション)実施日	令和7年9月29日(月)
二次審査結果通知	令和7年10月6日(月)
契約に向けた事前協議・契約締結	令和7年10月中旬から11月上旬